広報まつだい

昭和41年10月25日発行
第114号
東頸城郡松代町公民館
館長 富沢清次
電話 松代6番
印刷 松代印刷所

九月定例町議会終る

松代町公民館使用条例制定ほか

九月二十六日午前九時より、町役場議会場において第三回定例町議会が開議、翌二十七日には昭和四十年度松代町一般会計、特別会計才入才出決算認定について行なわれ二日間に亘った日程を終了しました。

尚会議内容は次の通りです。

議第一号 教育委員会委員の任命について。

⊙柳達太郎氏の任期満了にともなう委員の任命が行なわれ、町長提出による、前委員の柳達太郎氏の任命が満場一致で決議されました。

議第二号 松代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

⊙土曜日直の条例がないのを今回加えました。

議第三号 新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について

⊙松代町には直接関係がありません。

議第四号 分収造林契約締結について。

議第五号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例。

議第六号 昭和四十一年度松代町一般会計補正予算（第四号）

⊙才入才出それぞれ七〇八万円を追加しました。

内容は総務費一四六九千円民生費二五千円、衛生費三七二千円、農林業費一〇八四千円、土木費一〇五四千円、消防費八七四千円、教育費一五八五千円、災害復旧費六二三千円、が主な追加分です。

議第七号 昭和四十年度松代町才入才出決算認定について。

⊙監査委員よりの報告にもとずき審議を行い、それを認定しました。

議第八号 松代町公民館使用条例の制定について。

⊙別稿にてお知せいたします。

以上が第三回定例町議会の決議をうけましたものです。

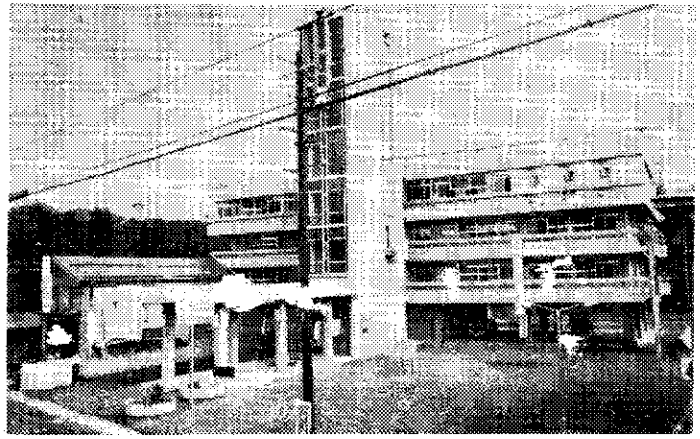

簡易保険の還元融資!!

△完成の役場庁舎▽

最近の地方財政は、さかんに窮乏化が呼ばれているが幾多の重要課題をかかえている状態にあります。そこで郵政省においては、簡易保険事業と積立金の還元融資を図って、半世紀にわたる経過をふりかえってみるとき、直接的には加入者とその家族の福祉向上と、間接的には、還元融資を通じて、産業、文化の発展と国民福祉の向上に大きな足跡を残したことがあげられます。

郵政省では、地方公共団体に対し各種事業の推進のため、運用総額一兆二五三九億円のうち、五五八四億円を融資されています。

私たちが日頃、郵便局へ積んでいる簡易生命保険と郵便年金積立金は、身近かな施設の整備に役立っておりまして、当町としては、至近な例として、昭和四十年度より二ケ年継続事業の松代町役場庁舎建設事業も、事業費七六〇〇万円のうちの一部を、郵政省の簡易保険事業等の積立金から融資の還元を受けて建設されたもので、皆さんからも今後一層のご協力をお願いするとともに、お知らせいたします。

松代町財政事情公表される

昭和四十年度決算要領

9月30日付をもつて、町長より、昭和40年度の決算要領が公表になりました。これによりますと、

1，一般会計決算のあらまし

昭和40年度の一般会計は、当初 199,800冊の規模であつたがその後9回の補正により最終予算は 220,944冊となりました。

これに対し決算額は

歳入　238,693冊　　歳出　207,102冊

であつて、差引31,591冊を昭和41年度に繰越したものである。当町では、継続費逓次繰越額や繰越明許繰越額及び事故繰越額等がないので実質収支は31,591冊の黒字であります。

昭和40年度の実質収出は31,591冊の黒字であるが、前年度の実質収支が21,164冊、積立金15,000冊、積立金取くずし額16,000冊等があつて 実質単年度の収支は9,427冊の黒字である。

なお、昭和37年度以降の最近の財政規模の推移をみると次のとおりである。

2，歳　　入

昭和40年度の歳入予算現額 220,944冊に対し、調定額は238,693冊で、収入済額（決算額）238,693冊、収入未済額 0冊である。

昭和40年度の歳入決算額の款別の内訳は第1表のとおりである。前年度と比べると繰入金、地方交付税、地方債の増加が著しい。

(第1表)　昭和40年度一般会計歳入決算額

款別	昭和40年度 決算額 A	構成比	昭和39年度（前年度） 決算額 B	構成比	増減状況 増減額 A—B	左の構成比	増減率 A/B
	冊	%	冊	%	冊	%	△ %
町税	29,479	12.4	29,949	17.2	△ 470	△0.7	98.4
地方交付税	103,690	43.4	90,137	51.7	13,553	21.1	115.0
分担金負担金 寄附金	10,167	4.3	7,868	4.5	2,299	3.5	129.2
使用料手数料	5,076	2.1	3,157	1.8	1,919	2.9	160.8
国庫支出金	8,903	3.7	8,576	4.9	327	0.5	103.8
県支出金	13,071	5.5	5,398	3.1	7,673	11.9	242.1
財産収入	2,237	0.9	1,258	0.7	979	1.5	177.8
繰入金	17,457	7.3			17,457	27.3	100.
繰越金	21,164	8.9	13,945	8.0	7,219	11.2	151.7
諸収入	3,549	1.5	2,358	1.4	1,191	1.9	150.5
地方債	23,900	10.0	11,800	6.7	12,100	18.9	202.5
合計	238,693	100	174,446	100	64,247	100	136.8

昭和40年度歳入決算額238,693冊を予算現額220,944冊と比べると17,749冊の増加であるが主な款別に増加状況を見ると、次のとおりである。

款	予算現額 A	収入済額 B	増減額 B—A	増減率 A/B
	冊	冊	冊	%
町税	25,264	29,479	4,215	85.7
地方交付税	103,426	103,690	264	99.7
分担金及負担金	6,184	6,499	313	95.1
使用料及手数料	5,032	4,257	△ 773	△118.1
国庫支出金	11,164	11,079	△ 85	△100.7
県支出金	10,203	10,745	542	94.9
財産収入	1,033	2,287	1,254	45.2
寄附金	4,720	4,514	△ 206	104.5
繰越金	10,903	21,164	10,261	51.5
諸収入	1,658	3,622	1,964	45.7
繰入金	17,457	17,457		
町債	23,900	23,900		
合計	220,944	238,693	17,749	92.5

昭和40年度の町税収入は29,479冊（歳入合計中に占める割合12.4%）で、前年度の29,949冊（17.2%）と比べると 470冊 1.6%の減少である。これは地方税法の改正により、市町村民税の課税方式が従来ただし書方式によつたものが40年度において本文方式に改められ市町村民税のみにおいて 2,203冊の減税となり、政府の減税施策の結果が表われている。他の税目においては、若干の伸びを示しているが課税客体の自然増である。

昭和40年度の町税収入の税目別内訳は第2表のとおりである。

(第2表)　昭和40年度町税収入税目別内訳

税目別	昭和40年度 決算額 A	構成比	昭和39年度（前年度） 決算額 B	構成比	増減状況 増減額 A—B	左の構成比	増減率 A/B
	冊	%	冊	%	冊		
町民税	8,643	29.4	10,846	36.2	△2,203		
固定資産税	12,359	41.9	12,003	40.2	356		
軽自動車税	1,539	5.2	1,077	3.6	462		
たばこ消費税	4,657	15.8	4,165	13.9	492		
電気ガス税	2,034	6.9	1,701	5.7	333		
鉱産税	25		25				
木材引取税	222	0.8	132	0.4	90		
合計	29,479	100	29,949	100	△ 470		

3，歳　　出

昭和40年度の歳出予算現額220,944冊に対し 支出済額は207,102冊で、予算の執行率は93.73%となり残額13,842冊は次年度へ繰越すものである。

昭和40年度の歳出決算額の款別の内訳は、第3表のとおりである。

前年度に比べると総務費の増加が著しい。

これは、役場庁舎の建築事業費が臨時費として計上したためである。

(第3表) 昭和40年度一般会計歳出決算額(款別)

款別	昭和40年度 決算額 A	構成比	昭和39年度(前年度) 決算額 B	構成比	増減状況 増減額 A—B	左の構成比	増減率 A/B
	円	%	円	%	円	%	%
議会費	3,742	1.8	2,917	1.9	825	1.5	128.3
総務費	75,987	36.7	46,719	30.5	29,268	54.4	162.2
民生費	13,161	6.3	5,950	3.9	7,211	13.5	221.2
衛生費	3,305	1.6	4,586	3.0	△1,281	△2.4	72.1
労働費	3,659	1.8	3,721	2.4	△ 62	△0.1	98.3
農林業費	24,139	11.7	19,611	12.8	4,528	8.4	123.1
商工費	222	0.1	225	0.1	△ 3	△0.1	98.7
土木費	26,217	12.7	14,539	9.5	11,678	21.7	180.3
消防費	5,056	2.4	5,078	3.3	△ 22	△0.1	99.6
教育費	39,376	19.0	39,033	25.5	343	0.6	100.9
災害復旧費	7,503	3.6	6,053	3.9	1,450	2.8	124.0
公債費	4,735	2.3	4,850	3.2	△ 115	△0.2	97.6
合計	207,102	100	153,282	100	53,820	100	135.1

昭和40年度の歳出決算額207,102円を予算現額220,944円と比べると13,842円の減である。

昭和40年度の歳出決算額の性質別の内訳は第4表のとおりである。前年度に比べると義務的経費は16.2%、投資的経費は88.4%の増加で普通建設事業の増加が著しい。

(第4表) 昭和40年度一般会計歳出決算額(性質別)

性質別	昭和40年度 決算額 A	構成比	昭和39年度(前年度) 決算額 B	構成比	増減状況 増減額 A—B	左の構成比	増減率 A/B
	円	%	円	%	円	%	%
人件費	40,763	19.7	34,708	22.6	6,055	11.2	116.6
扶助費	2,036	1.0	1,412	0.9	624	1.1	144.1
公債費	4,735	2.3	4,850	3.2	△ 115	△0.1	97.6
(義務的経費小計)	47,534	23.0	40,970	26.7	6,564	12.2	116.0
普通建設事業	74,906	36.2	36,537	23.9	38,369	71.3	205.0
災害復旧事業	7,503	3.6	6,053	3.9	1,450	2.7	124.0
失業対策事業	2,565	1.2	2,520	1.6	45	0.1	101.7
(投資的経費小計)	84,974	41.0	45,110	29.4	39,864	74.1	188.3
物件費	29,724	14.4	26,113	17.0	3,611	6.7	113.8
維持補修費	10,616	5.1	7,959	5.3	2,657	4.9	133.3
補助費等	15,698	7.6	13,549	8.8	2,149	4.0	115.9
(小計)	56,038	27.1	47,621	31.1	8,417	15.6	117.8
積立金	18,107	8.7	17,082	11.1	1,025	1.8	106.0
出資金	149	0.1	129	0.1	20	0.1	115.5
貸付金							
繰出金	300	0.1	2,370	1.6	△2,070	△3.8	12.6
合計	207,102	100	153,282	100	53,820	100	135.1

4, 一般財源とその充当状況

昭和40年度の一般財源は、町税29,479円(前年度29,949円) 地方交付税103,690円(前年度90,137円) 繰越金21,164円(前年度13,945円) 減税補てん債10,400円(前年度8,400円) 計164,732円(前年度142,431円)である。前年度と比べると22,301円15.7%の増加で、歳入会計の増加額64,247円のうち47.8%を占め、歳入会計の増加率36.8%を11.0%上回つているが、これは地方交付税の増加が著しいためである。

昭和40年度の一般財源の充当状況をみると第5表のとおりである。

(第5表) 一般財源の充当状況

款別	一般財源充当額	構成比	前年度 充当額	構成比
	円	%	円	%
議会費	3,742	2.8	2,917	2.3
総務費	50,436	37.2	45,024	35.9
民生費	5,364	4.0	4,581	3.7
衛生費	2,487	1.8	3,967	3.2
労働費	2,734	2.0	2,673	2.1
農林業費	13,869	10.2	12,832	10.2
商工費	222	0.1	225	0.1
土木費	15,929	11.8	10,967	8.8
消防費	4,476	3.3	3,887	3.2
教育費	28,766	21.2	29,081	23.2
災害復旧費	4,113	3.0	4,750	3.8
公債費	3,567	2.6	4,419	3.5
合計	135,705	100.0	125,323	100.0

5, 継続費及び債務負担行為の状況

昭和40年度における継続費の設定状況は

(新規)

事業名	総額(うち一般財源)	継続年数	昭和40年度支出予算額(うち一般財源)
役場庁舎建設事業	81,980円 (56,980円)	昭和40～41年度	29,056円 (24,056円)

昭和40年度において新たに設定した債務負担行為は

事業名	年度	限度額(うち一般財源)	摘要
東頸寮建築借入金償還	昭和48年度まで	166円 (166円)	

6, 町民の負担状況

昭和40年度の歳入 238,693円のうち、直接町民の負担によるものは税収入 21,802円、税外収入(使用料及び手数料・負担金・寄附金) 15,270円等である、合計 37,072円である。 また、町民1人当りでみると、税収入1,924円(前年度2,051円) 税外収入1,345円(前年度982円) 合計3,271円(前年度3,033円)である、前年度に比べると 238円7.8%増である。

7, 町債の現在高

昭和40年度末の町債の現在高は52,034円である。前年度に比べると21,458円の増である。これは、本年度発行額 23,900円が本年度償還額 4,662円を上回つたためである。昭和40年度末の町債現在高の事業別内訳は第6表のとおりである。

(第6表) 昭和40年度末の町債の現在高

事業別	前年度末現在高 A	本年度中の異動 発行額 B	償還額 C	本年度末現在高 A+B−C
	円	円	円	円
一般単独事業債	4,409	7,000	522	10,887
公営住宅建設事業債	513		161	352
義務教育施設整備事業債	17,254	3,500	1,175	19,579
厚生福祉整備事業		3,000		3,000
市町村民税臨時減税補てん債	8,400	10,400	584	18,216
合計	30,576	23,900	2,442	52,034

町立公民館独立する

……旧役場庁舎を一部改造して……

かねてから町民の皆さんの熱望していました、独立公民館がこの程旧役場庁舎の内部改造を終了し町立公民館として発足、十月より町民の皆さんの集りの場、学習の場として発足いたすことになりました。学習の場が欲しい、活動の場が欲しいということは長い間の念願でしたので関係者一同喜び合っております。今後社会教育の場としての施設ですが、まだ充分の設備もととのわず、この事がすべて解決されたとは考えていませんが、皆さんの利用に答えるべく努めております。一階はホールで板の間です。又一般の談話室的なものとして、畳の部屋もあります。又二階は大広間と十畳の間が畳になっています。多数の人の集合所として利用いただけるものと考えます。尚、二階廊下突当りの部屋は、旧公民館にありました図書室を移し小会議室も取ってあります

使用の際は公民館使用条例に基ずいて使用していただくことになります。あらかじめ教育委員会の許可が必要ですので、使用許可書を委員会から受取り申請してください。

又使用の際の細部にわたっては教育委員会で示しますが、次の様な場合は許可になりませんのであらかじめ諒承ください。

(1) 専ら営利を目的として使用しようとすること。

(2) 風俗をみだし、公共の秩序を害するおそれがあると認めたとき。

(3) 施設々備を破損するおそれがあると認めたとき。

(4) 使用目的以外に悪用されるおそれがあると認めたとき。

(5) 公共のための使用と重複するとき。

尚条例の細部にわたっては申請書の裏側を読んでいただくか、教育委員会にお問合せください。利用いただける時間は午前八時半より夜十時までの間となっております。ただ利用の際は多数の人の利用の場所ですので、よく後しまつをお願いいたします。

今年度文化祭計画がきまる

毎年文化の日を中心に行なわれている町の総合文化祭展覧会は年を追うにしたがって盛大となっていくことを関係者一同喜び合っていますが、本年も松代小学校を主会場として、菊の香も高い十一月二日、三日の両日行うことを決定最後の打合会を十月四日公民館において開催、細部にわたる計画を協議し、全員これを確任し、それぞれ準備に入ることに決定いたしました。

それによると、期日は二日の午後一時より四時まで。三日の日は午前八時より四時まで一般観覧とすることになり、各種展は、町政展、色紙展、書道展、町内児童生徒作品展、菊花展、自然愛護展、農協産業、生活展、高校展、病院展、個展、生花展、バザーなどが予定されており、この内菊花展は日より　日まで小学校入口を中心に国道の両側に展示され、生花展は町公民館の階下ホールにて行なわれることになりました。「他数の方の参観を係ではお待ち申し上げると共に、御協力をお願い申し上げます」ということであります。

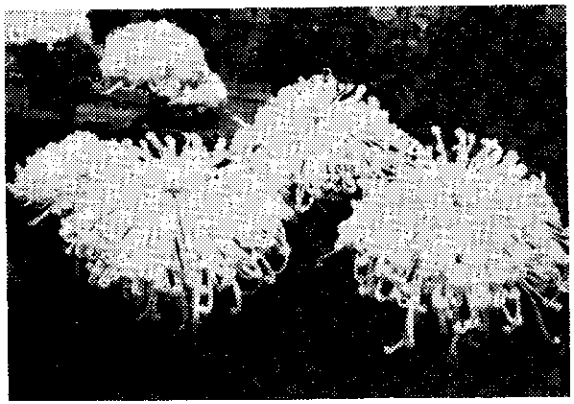

松代町の文化財、史蹟を見学

県文化財保護連盟の一行

去る十月十二日、十三日にわたって、県の文化財保護連盟の一行約一四〇名が貸切バス三台に分乗して、東頸の文化財、史蹟の見学に来郡しました。

十二日は四時頃松代町に入り、途中係員の説明のもとに、室野城趾などの途中の様子を見学し、池尻で長者ケ原の話を聞き、松之山へむかいました。尚その夜、宿の疲れもみせず、松代町の「七つまいり」の映写や松之山町の民芸「中尾の神楽」他を見その日は松之山泊り、翌十三日は十時半頃来町し、役場庁舎において、松孚神社の宝物や、向原地区よりの土器、石器等を見、大島村へむかいました。郡内としては初めてのことであり、これによって、文化財の保護に多くの人達が関心をもたれることを期待して一行は二日間の日程をすませました。

松代町でも今後町民の皆様の力添えにより、隠れた文化財を保護すると共に、その知識を持っていただく事を期待しています。

……☆……☆……

出稼される皆さんへ

収穫の秋を迎え、多忙の中にも心はすでに出稼に移っている事と思います。

今年は日本経済の好転にともない去年より良質の求人が増え係としてもその都度求人情報を流して居りますが、職場の固定化により大多数の方は既に行先が決って居ると思いますが、会社、事業所の都合や年令、体力等の問題で転職される方はなるべく早めに係まで御相談にお出で下さい。

明るい出稼の為に正月には是非帰省される様お願い致します。

出稼を明るくするも、暗くするも総て妻子と共に正月を迎える事ではないかと思います。陰膳を神棚に添え一家の大黒柱のいない正月ほど暗いものはありません。

仕事の性質上どうにもならない人以外は是非正月には帰省して下さい。正月帰省のため役場でも除雪に万全を期する所存です。

又出稼中の事故ですが昨年は一人の犠牲者と数名の怪我人を出しました。原因については天災、人災等ありますが、たえず自分には両親、妻子があると云う事を忘れずに仕事に励んで下さい。皆様が出られた後、家族の者は皆様の安全を朝な夕なにお祈りしているのです。どうか事故のない様お願い致します。

出稼者の中で来春中学を卒業される子供さんを持つ方にお願い致します。子供さんの進路については是非出稼前決定して下さい。実社会に出る人、進学する人、それぞれ子供の一生の誤りのない様特段の心構えをお願い致します。

最后に縁故で出稼される方も出稼先を必ず役場まで住所をお知らせ下さい。出稼中に町との色々の連絡を取る為です。

では今年も元気で行って来て下さい。

（職業係）

"つばめ"南へ旅立つ

野鳥の宝庫として県下に知られている松代町にも、秋の深まりと共に、渡り鳥達はそれ〴〵、その準備にとりかゝっています。おなじみの"つばめ"が南へ旅立つ準備の一瞬を役場庁舎の屋上でカメラがとらえた一こまです。

尚これから、この町にやってくる冬鳥は、

ミヤマホオジロ、キレンジャク、ヒレンジャク、ジョビタキ、ハヤブサ、シロハヤブサ、アオシキ、キクイタキ、トラツグミ、コミミヅク、チョウゲンボウ、オジロワシ、マガモ、コガモ、ゴイサギ等でよく見かける鳥たちです。

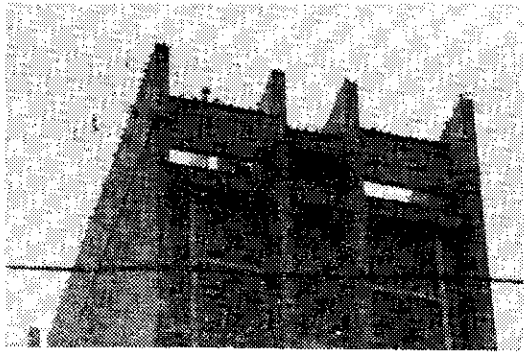

農地をつぶすには

農地法では、第四条第一項に「農地を農地以外のものにする者は省令の定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない」と、又同法九十二条では、この規定に違反した者は「三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」と規定しております。

私共は自分の農地を自分の宅地や納屋、作業場等の敷地に潰すことや、他人に潰させて貸付けること等は全く第三者の干渉等必要としないように考えられますが法律で規定されている限り法治国民として、これに反くことは出来ません。例えば法律を知らなかったから、と云っても知らないと云うことで罪を免かれることは出来ません。

農地法のことについては前にも「農地法のはなし」を回覧致しましたのでそのあらましについては御承知のことと思いますが、自分の農地を宅地や工場の敷地に潰したり植林をしようとするとき、或は他人に潰させて貸したりしようとする者は、総て農地法第四条又は第五条の規定によって必ず事前に（農地のまゝの状態）規定された手続によって申請され、知事の許可を受けてから潰すように留意され、処罰されるようなことのないよう心掛けて下さい。申請は総て農業委員会を経由して知事宛提出することになっており、申請書には申請者の氏名、住所、職業、土地の所在は勿論、その土地の利用状況、普通収穫高、潰す目的や時期等詳しいことを記載し、附近の見取図、建物の平面図、総工事費の明細、資金の調達方法、申請人の住民票等を添付しなければなりませんから申請書も簡単には出来ません。このような詳しい申請書は農業委員会の意見書と共に知事宛進達致します。県ではこの申請について妥当か否かを確認するため係官を現地に派遣して実施を調査致します。その際現地が既に潰されておりますと違反事実として罰則を適用するか、建物を取こわし、敷地を元の農地に復させるように処断することもありますので、このような処罰を受けるようなことのないよう、必ず事前に農業委員会に出頭して正規の手続をして許可を受けてから潰すように心掛けて下さい。

（松代町農業委員会）

◎第七回しぶみ俳句大会開かる

去る八月二十七日、二十八日の両日に渡りしぶみ俳句会主催、公民館後援の俳句大会が高田より春山他石先生（ホトトギス派同人）を迎えて室野山平旅館に於て盛大に開催されました。当日は兼題募集の発表もあり同人一同も熱心に苦吟し数多くの作品を披露しました尚当日入選作品の抜萃は次の通りです。

宿涼し昔ながらの大厨　晴胡
炉柵とり天井高き夏炉かな　稚堂
萩にふれ芒にふれてバス奥へ　正夫
大杉にホース涼しく干されあり　涼目
火の気なき夏炉の一ト間暗かりし　たけお
大杉に囲まれ踊る寺の庭　紅茶
消防の高張りを立て盆踊　淡水
棒踊りする高校生村の盆　立石
うりの手に朝顔の赤点々と　枯水
蓮の花落ちても蓮の葉の上に　米華

兼題募集句　他石先生選

天位
鮎の宿大燗鍋を炉にかけて　（直江津市）横山左右石

地位
ふと我に返りて滝の音の中　（松之山町）村山三二

人位
出穂揃ひて立秋の風やはらかく　（松代町）牧田大松

五客
沖花火波にとどいて消えにけり　（直江津市）佐藤五秀
かなかなや夕飯にはまだ早きとき　（松之山町）山岸とみよ
草の穂のからまる草を刈り急ぐ　（松之山町）村山休石
夜濯ぎの妻は教師に満足す　（松代町）古島六花
夏の月水番の影動きけり　（松之山町）村山朴人

選者句
炎天と雖も山の日さめやすし
片陰のつづきバス行く涼しさに
雨欲しや埃褪せして山の萩

"茸の採集講習会"開かる

味覚の秋の食膳をにぎわすものの一つに茸があります。今茸も終り頃となりましたが、去る十月一日土曜日に、町内孟地校において大島保健所、東部理科研究同好会が主催の茸の採集講習会が開かれました。茸の中毒が新聞紙上をにぎわすこの頃、危険を最少限にくいとめるべく催されたこの会に、当町の自然愛護会も積極的参加し有意義な一日を過しました。

この日秋晴の好天に恵まれ午前九時三十分、孟地中学校長挨拶に次ぎ、大島保健所長のお祝いことばと茸についての研究発表があり十時犬伏部落の城山一帯にかけて茸の採集を行い、午後食用、毒物と分類鑑別を行い展示を行いました。さらに保健所早川技師の講演とスライドによる「茸の知識」のお話しがあり、午後三時三十分に閉会しました。又この席上、これを期に郡茸同好会の発足を計画一同の賛意を得て散会となりました当日の参加者は約三十名程でした。

現金は"現金書留"で出してください

現金書留は、七月から最高十万円まで送れます。受取った人が、すぐ現金をほしいときや、不便なところに住んでいる人に送金するときは、大へん便利です。

現金書留は、現金専用の封筒に入れ、封かん紙をはり、割り印をして郵便局の窓口に出してください。出すときは必ず中に入れた現金の額を申し出てください。万一事故があった場合は、申し出た金額または不足額を賠償します。

現金書留の料金
損害要償額　三千円まで六〇円
損害要償額　三千円以上二千円ますごとに五円増

"普通郵便に現金を入れないで"

普通郵便や簡易書留に、現金を入れて出すと、差出人に戻されたうえ、書留料の二倍の百二十円を徴収されます。現金は、必ず現金書留にして出してください。

"郵便物が届かないときは郵便局へお申し出ください"

郵便局には郵便物の事故を調べる「一〇一号」という事故調査制度があります。郵便物が着かなかったり、中身が足りなかったりしたときは、お近くの郵便局へ早目に申し出てください。

この制度は、書留ばかりでなく手紙、はがき、小包など普通扱いの郵便物でも、調べられます。申し出る人は、差出人でも受取人でもけっこうです。料金はいっさいかかりません。

郵便局に事故の申し出がありますと、郵政監察局が調査を受け持ち郵便物の行くえをくわしく調べます。そしてその結果を約二週間くらいで申し出たかたにお知らせします。

また調査が長引くときは、途中で中間報告をしています。

もし郵便物が届かないときは、お手数でも、ぜひ郵便局へお申し出ください。

お知らせ

公民館図書室を再開

大変長い間、皆様に御迷惑をおかけいたしました。公民館図書室を、十一月一日より再開、御利用いただくことになりました。

新しい図書室は町公民館（旧役場庁舎）の二階の突当りの部屋です借出日は前例の如く、**一日、五日十日、十五日、二十日、二十五日**とし、**借出時間は当分の間、夜七時半から九時半まで**といたします多数の方の利用を心からお待ちいたします。尚図書の管理のために必ず係を通してお借りくださいますようお願いいたします。